

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	臨時的な給付金支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、臨時的な給付金支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

令和8年2月12日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	臨時的な給付金支給に関する事務
②事務の内容	<p>エネルギー・物価高騰により影響を受けた生活者への支援のため、以下の事務を行う。</p> <p>(1) 定額減税補足給付金(当初調整給付)業務 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の納税義務者を対象に、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額又は令和6年度住民税所得割額を上回ると見込まれる額の合計額を1万円単位で切り上げた額を給付</p> <p>(2) 低所得世帯に対する給付金業務 賃上げや年金物価スライド等で賄いきれない部分を概ねカバーすること等を目的として、非課税世帯に対し、世帯あたり3万円、同世帯に18歳以下の子どもを含む場合は、子どもひとりあたり2万円を給付</p> <p>(3) 定額減税補足給付金(不足額給付)業務 当初調整給付に際し、令和6年分推計所得税額を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定した後に、本来給付べき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた者について、その差額を給付</p> <p>(4) 物価高騰対応重点支援給付金業務 国の重点支援地方交付金を活用し、基準日において枚方市に住民登録がある方を対象に、市民一人当たり4,000円、さらに水道料金の福祉減免制度の対象世帯には1世帯当たり3,000円の追加で給付</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	・低所得世帯向け給付金システム(非課税世帯、均等割のみ課税世帯、子ども加算を対象)
②システムの機能	対象者データの取り込み、データ管理、対象者抽出、書類発行、対象者・申請者の進捗管理など
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (接続は行わない)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	・定額減税補足給付金向け給付金システム(当初調整給付、不足額給付を対象)
②システムの機能	対象者データの取り込み、データ管理、対象者抽出、書類発行、対象者・申請者の進捗管理など
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (接続は行わない)</p>
システム3	
①システムの名称	・情報提供ネットワークシステム(番号連携サーバ・中間サーバ)
②システムの機能	対象者データの取り込み、データ管理、対象者抽出、書類発行、対象者・申請者の進捗管理など

③他のシステムとの接続

情報提供ネットワークシステム

庁内連携システム

住民基本台帳ネットワークシステム

既存住民基本台帳システム

宛名システム等

税務システム

その他（接続は行わない

）

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座ファイル、地方税関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[その他の電子ファイル(表計算ファイル等)] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	各種給付金の支給対象者
その必要性	・支給対象者の判定を行うため、支給対象者と見込まれる方の地方税関係情報が必要。 ・支給給付金に迅速かつ的確に行うため、公金受取口座情報が必要。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	①その他識別情報(内部番号): 支給対象者を正確に特定するため。 ②5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所): 支給対象者に通知等を行うため。 ③地方税関係情報: 支給対象者の判定を行うため。 ④公金受取口座情報: 支給対象者への迅速な支給を可能とするため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和8年3月
⑥事務担当部署	健康福祉部 臨時給付金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (該当する地方公共団体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	・公金受取口座ファイル:迅速かつ的確な給付を行うため ・地方税関係情報ファイル:支給対象者の判定を行うため	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 臨時給付金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	・地方税関係情報を入手し、情報に基づき支給対象判定を行う。 ・公金受取口座情報を入手し、情報に基づき給付金の支給を行う。	
	情報の突合	各種給付金システムの登録している情報との連携を行う。
⑥使用開始日	令和8年3月2日	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件	
委託事項1	低所得世帯に対する給付金業務	
①委託内容	各種給付金システムの管理運営等	
②委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 広済堂ネクスト	
再委託	④再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託事業者から再委託承諾申請を受理し、内容確認の上、再委託承諾通知書により、承諾を行っている。
	⑥再委託事項	印刷及び封入封緘。

委託事項2～5		
委託事項2		
○定額減税補足給付金(当初調整給付)		
①委託内容	各種給付金システムの管理運営等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	アデコ 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託事業者から再委託承諾申請を受理し、内容確認の上、再委託承諾通知書により、承諾を行っている。
	⑥再委託事項	印刷及び封入封緘。給付金システムの構築
委託事項3		
定額減税補足給付金(不足額給付)業務		
①委託内容	各種給付金システムの管理運営等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	アデコ 株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託事業者から再委託承諾申請を受理し、内容確認の上、再委託承諾通知書により、承諾を行っている。
	⑥再委託事項	印刷及び封入封緘。給付金システムの構築
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	

移転先11～15

移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

各種システム内のみに保存。制御・アクセス制限については、ID・パスワードによる制限を行い、アクセス履歴を記録している。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

< 公金受取口座 >

番号体系,宛名番号,統合宛名番号,照会依頼日時,情報照会者部署コード,情報照会者ユーザID,情報照会者機関コード,照会側不開示コード,事務コード,事務手続コード,情報照会者機関コード(委任元),情報提供者機関コード(委任元),情報提供者機関コード,特定個人情報コード,照会条件区分,照会年度区分,照会開始日付,照会終了日付,情報照会状態,中間サーバー受付番号,照会結果レコード識別番号,提供の求めの日時,有効期間終了日,照会ステータス(明細単位),照会処理結果メッセージ(明細単位),照会ステータス(特定個人情報単位),照会処理結果メッセージ(特定個人情報単位),完了日時,取りやめ事由コード,不開示コード,提供XMLデータ情報,特定個人情報,データ管理情報,データ確定時点,データ修正時点,中間サーバー登録時点,特定個人情報の版番号,業務データ固有情報,公的給付支給等口座登録簿関係情報,公的給付支給等口座情報,金融機関コード,属性,金融機関名(カナ),店番,支店名(カナ),預貯金種目コード,口座番号,名義人氏名(カナ),公的給付支給等口座情報(ゆうちょ銀行(記号番号)表示),記号,番号,

< 税情報 >

番号体系,宛名番号,統合宛名番号,照会依頼日時,情報照会者部署コード,情報照会者ユーザID,情報照会者機関コード,照会側不開示コード,事務コード,事務手続コード,情報照会者機関コード(委任元),情報提供者機関コード(委任元),情報提供者機関コード,特定個人情報コード,照会条件区分,照会年度区分,照会開始日付,照会終了日付,情報照会状態,中間サーバー受付番号,照会結果レコード識別番号,提供の求めの日時,有効期間終了日,照会ステータス(明細単位),照会処理結果メッセージ(明細単位),照会ステータス(特定個人情報単位),照会処理結果メッセージ(特定個人情報単位),完了日時,取りやめ事由コード,不開示コード,提供XMLデータ情報,特定個人情報,データ管理情報,データ確定時点,データ修正時点,中間サーバー登録時点,特定個人情報の版番号,業務データ固有情報,個人住民税情報,課税年度,総所得金額等,合計所得金額,合計所得金額情報,総所得金額,総所得金額情報,給与所得額,給与所得額情報,給与収入額,給与専従者収入額,特定支出の額,所得金額調整控除額,雑所得額(総合),雑所得額(総合)情報,公的年金等所得額,公的年金等収入額,公的年金等以外雑所得額(総合課税),事業所得額,事業所得額情報,営業等所得額,農業所得額,特例肉用牛所得額,不動産所得額,利子所得額(総合),配当所得額(総合),譲渡所得額(総合),譲渡所得額(総合)情報,長期譲渡所得額(特別控除前),特別控除額(長期譲渡所得),短期譲渡所得額(特別控除前),特別控除額(短期譲渡所得),一時所得額(総合),山林所得額,退職所得額(総合),譲渡所得額(申告分離),譲渡所得額(申告分離)情報,長期譲渡所得額(特別控除前),特別控除額(長期譲渡所得),長期一般所得額(特別控除前),特別控除額(長期一般所得),長期特定所得額,長期軽減所得額(特別控除前),特別控除額(長期軽減所得),短期譲渡所得額(特別控除前),特別控除額(短期譲渡所得),短期一般所得額(特別控除前),特別控除額(短期一般所得),短期軽減所得額(特別控除前),特別控除額(短期軽減所得),株式等譲渡所得額(申告分離),株式等譲渡所得額(申告分離)情報,一般株式等譲渡所得額,上場株式等譲渡所得額,上場株式等配当等所得額(申告分離),先物取引雑所得額(申告分離),条約適用利子等の額,条約適用配当等の額,特例適用利子等の額,特例適用配当等の額,繰越控除額,繰越控除額情報,純損失繰越控除額,居住用財産譲渡損失繰越控除額,特定居住用財産譲渡損失繰越控除額,上場株式等譲渡損失繰越控除額,特定株式等譲渡損失繰越控除額,先物取引差金等決済損失繰越控除額,雑損失繰越控除額,雑損失控除額,医療費控除額,小規模共済等掛金控除額,社会保険料控除額,生命保険料控除額,地震保険料控除額,配偶者特別控除額,配偶者控除等,扶養控除,扶養控除情報,一般,特定,老人,同老,歳未満扶養者数,障害者控除,障害者控除情報,普障,特障,同特,本人該当区分,同一生計配偶者,控除対象障害者,控除対象寡婦・ひとり親,控除対象勤労学生,扶養控除対象,歳未満扶養親族,専従者控除額,所得控除合計額,課税所得額(課税標準額),市町村民税_税額控除前所得割額,市町村民税_調整控除額,市町村民税_調整額,市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額,市町村民税_住宅借入金等特別税額控除額【税源移譲前】,市町村民税_寄附金税額控除額,市町村民税_寄附金税額控除額【税源移譲前】,市町村民税_外国税控除額,市町村民税_配当控除額,市町村民税_配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額,市町村民税所得割額,市町村民税所得割額【税源移譲前】,市町村民税均等割額,都道府県民税所得割額,都道府県民税均等割額,居住用損失額,市町村民税所得割額(減免前),市町村民税均等割額(減免前),市町村民税均等割額(減免前),減免税額,所得税確定申告書の提出の有無,住民税申告書の提出の有無,住民登録外課税の有無,住民登録外課税者の課税地市区町村コード

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
公金受取口座ファイル、地方税関係情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	当該事務処理に必要な情報のみの入手を行い、事業者・職員によるダブルチェックにより内容を確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
情報照会を行う前処理として、支給対象者と見込まれる方の抽出を行い、限定した対象者情報のみの取扱いを行う。また、担当者により最小限度で情報項目の入手するよう作業の面から講じている。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークにより処理を行う対象者情報については、給付金システムの要否判定に加えて、事業者や担当職員等、複数による確認等を行うことや情報提供ネットワークでの照会が必要となる税情報を保有していないものや口座情報を保有していないものをシステム照会により適正な抽出を行い、必要と見込まれるものみの情報連携を行うものとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	個別のID・パスワードによる管理
その他の措置の内容	各給付金システムでは、個別のID・パスワードによりアクセスするものとし、アクセス履歴の確認ができるものとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

各種給付金システムの運用は、住基系ネットワークを活用することで、より強固なセキュリティの確保に努めている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	必要な情報を入手するためのデータを作成の上、情報関連所管課へ提供する。情報関連所管課により照会等を行い、必要な情報を入手する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が、設置・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されているため、安全性が確保されている。			
<情報の取扱いに係るリスク措置> 支給対象と見込まれる対象者を抽出するにあたり、不要な照会を行わないよう事業者及び担当職員により相互での確認及び職員によるダブルチェックを行っている。また、情報漏洩の観点から、より強固なセキュリティを確保しているネットワークを活用することで、情報関連所管課との情報連携をしている。			
<中間サーバ運用における措置> 中間サーバへの接続については、専用端末機により操作等を行うものとしている。また、専用端末は、特定の職員のみログインが可能であり、その認証については、『静脈認証』を採用することで、不正防止やなりすましに対する措置を行っている。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	-		
再発防止策の内容	-		

その他の措置の内容	個人情報の記載されている書類等は、シュレッダー等による処理を行う。また、個人情報を取り扱った端末やファイルサーバ等の記憶装置については、専用ソフトによる消去処理を行った上で、物理破壊を行っている。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存期間を経過した情報は消去する。 ・内容に変更があれば、随時登録内容の変更を行う。 <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記憶装置の物理破壊を行った際には、物理破壊証明書の提示を求めている。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	不定期かつ繰り返し、個人情報の取扱いの注意喚起を行うとともに、不定期に事務処理センター内を確認し、適切な管理がされているかを確認している。
10. その他のリスク対策	
仕様書内に、教育研修及び指導監督の項目を設けて、保護責任者及び作業担当者に対し、個人情報の帆とに関する教育研修を実施することとし、併せて、当該、保護責任者と作業従事者については、個人情報の取扱いに関する遵守の誓約書の提出を求めている。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号 枚方市 総務部 コンプライアンス推進課 TEL:072-841-1294
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、保有個人情報の開示等請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市岡東町12-1 ひらかたサンプラザ1号館5階502号室 枚方市 健康福祉部 臨時給付金課 TEL:072-841-1405
②対応方法	問い合わせの受付時に受け付け票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和8年2月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

